

令和2年4月24日

生徒の皆さんへ

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長

臨時休業に入るにあたって

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、鳥取県教育委員会は4月27日（月）から5月6日（水）までの期間、県内すべての県立学校を臨時休業とすることとしました。また、部活動は、4月21日（火）から5月6日（水）までの期間、活動禁止となりました。

これを受けて本校においても同様の措置としますが、生徒の皆さんには、姿かたちの見えないウイルスの恐怖とともに、先行きの見えない未来への不安を感じていることと思います。特に3年生は、県高校総体をはじめとする部活動の大会開催の有無、そして就職や進学に対する進路の不安が大きいと思います。

しかし、不安により立ち止まり、今をおろそかにすることが一番いけないことです。この臨時休業期間中は、下記に留意し、今できることを考えて、生徒の皆さんやその家族、大切な人の命を守ることを最優先に考えて、様々なことを我慢して過ごしてください。

記

- ・学校には登校しないこと。
- ・今後の連絡については、学校公式ホームページを確認すること。
- ・毎日の検温と記録（別紙、健康観察表）、手洗い、マスク着用等、健康管理に努めるとともに、感染の不安がある場合は、「発熱・帰国者・接触者相談センター（倉吉保健所内 0858-23-3135、3136）」に相談すること。
- ・新型コロナウイルスの感染が判明または濃厚接触者である旨を把握した場合は、速やかに学校に連絡してください。
- ・不要不急の外出を避け、原則、自宅で過ごすこと。
- ・多くの人が集まる場所や「3密」となるカラオケボックス等への出入りはしないこと。
- ・県外へ不要不急の旅行等は厳に慎むこと。
- ・臨時休業中に、万一、「特定警戒都道府県」に指定された都道府県に旅行（帰省も含む）した場合は、健康状態に応じて一定期間出席停止の措置をとる場合があります。
- ・不確かな情報に惑わされず、確かな情報をもとに冷静に行動すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して人権に配慮した行動をすること。
- ・臨時休業中における学習（配布された課題等）に計画的に取り組むこと。

今後、中止する行事等

- ・強歩（4月28日、臨時休業）
- ・PTA総会（5月9日、中止に伴い5月15日は授業日となります。）
- ・1学期中間考査（5月12日から5月14日、授業日になります。）